

# 金融業界の手續における電子化について

押印不要化に貢献する電子署名



2020年6月

株式会社帝国データバンク  
業務推進部サービスサポート課  
TDB企業コード：986700000  
法人番号：7010401018377

※電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）を、本文で「電子署名法」と記載しています。

※本資料の一部、全部を問わず、株式会社帝国データバンクの承諾なく、引用・複製または第三者へ開示することを禁じます。

※本資料の画面および機能は、一部変更となる場合があります。

※個人情報の取り扱いについては、こちらをご覧ください ⇒ <https://www.tdb.co.jp/privacy>



- 1900年創業以来「企業信用調査」を実施。  
全国1,700人の調査員が直接訪問し企業の実在を確認
- 1999年インターネット上の「安全な電子商取引」の提供を  
目的として電子認証事業に参入。
- 2003年2月電子署名法の認定を受けた「TDB電子認証サー  
ビスTypeA」を開始。  
官公庁・地方自治体の電子入札や、電子申告  
・納税、e-Govなど電子申請など対応  
(2019年11月に電子委任状法に対応済み)。
- 2006年7月「TDB DigiCert 電子認証サービスClass2」提供  
を開始。BtoBにおける「電子契約」をはじめとした企業間  
の電子商取引において活用（電子署名法の特定認証業務に  
あたる）。



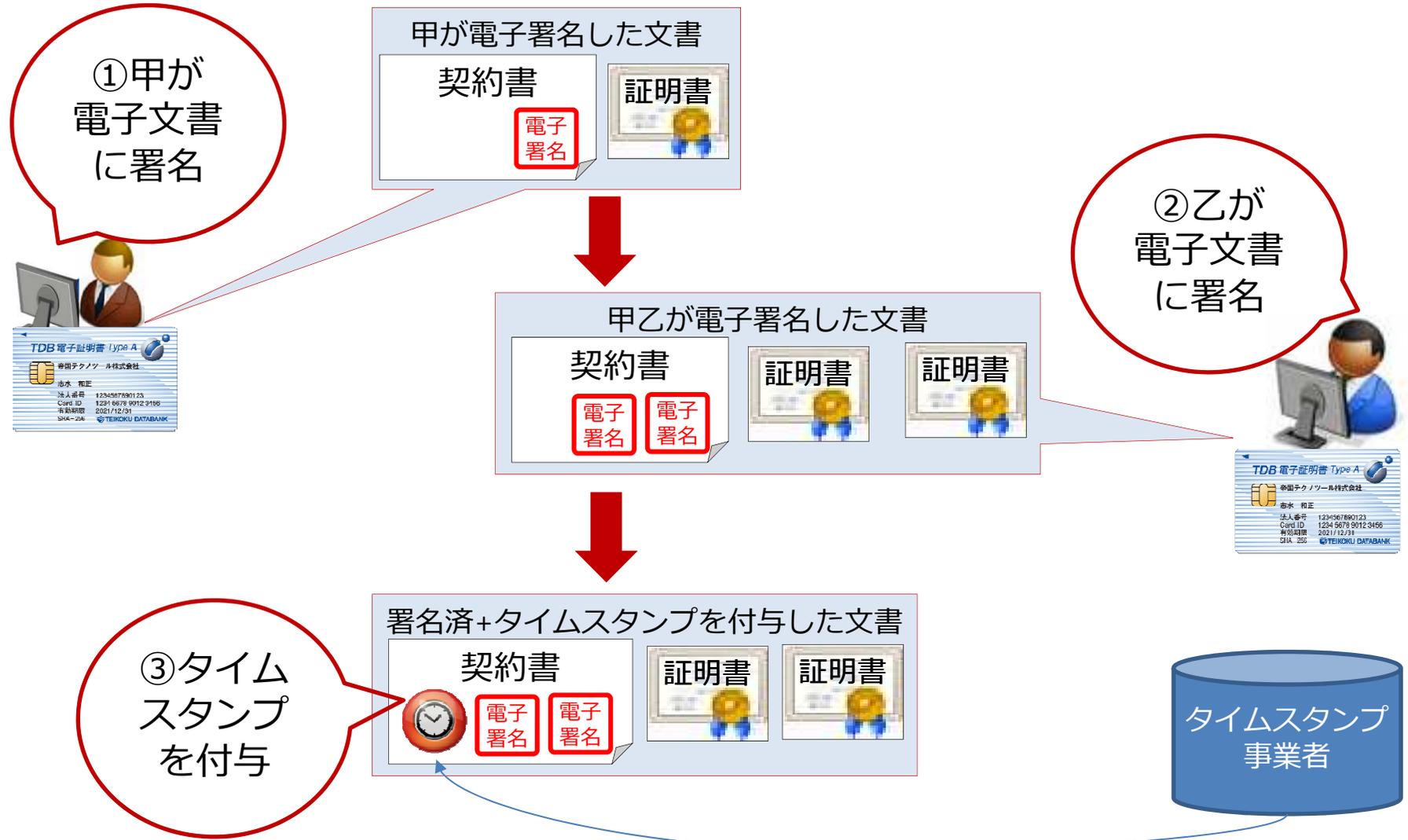
# TDBが扱う電子証明書の特徴

現在、電子署名法（以下、法）に基づく以下2種類の電子証明書を取り扱っております。

	TDB電子認証サービスTypeA	TDB DigiCert 電子認証サービスClass2
1)法に基づく種類	認定認証業務（第4条）	特定認証業務（第2条第3項）
2)法第3条の物件種類	ICカードに格納 	電子ファイル（ダウンロード方式） 
3)申込必要書類種類	1. 利用申込書、在職証明書 2. 住民票,印鑑登録証明書 3. 商業登記簿,印鑑証明書	1. 利用申込書 （TDB企業データベースへの登録があれば <u>申込書のみ</u> ）
4)認証内容	A) 申込者（自然人）の本人確認 B) 申込者の意思確認 C) 申込者の所属企業の商業登記による存在確認 <u>（法人番号を格納）</u> D) 申込者の所属企業への在職確認	A) 認証対象企業の実在性 B) 申込者の本人確認と意思確認 C) 申込者の所属企業への在職確認 D) メールへの到達確認 （メールアドレス正確性確認）
5)主たる用途	行政機関への電子申請 業法による民間機関への電子申請 その他	民間（B to B）での電子契約 取締役会議事録への署名 公開文書への電子署名、など
6)価格	電子証明書:28,000円（2年有効）,ほか ICカードリーダ：6,500円	電子証明書:12,000円（2年有効） <u>カードリーダ不要</u>
7)メリット	①費用削減 交通費、人件費（または郵送費）、 印刷・製本費など ②時間・空間制約からの解放	①費用削減 印紙税、印刷・製本費、交通費、移 動にかかる人件費（または郵送費） ②時間・空間制約からの解放
8)備考	同業他社では、ICカードでは無く、 <u>電子ファイルでの発行実績があり</u>	—

# 電子署名・を実施する概略図

電子署名+タイムスタンプを検証しこの文書を「誰が」「いつ」署名したかを立証可能。  
厳密な否認防止を実現。

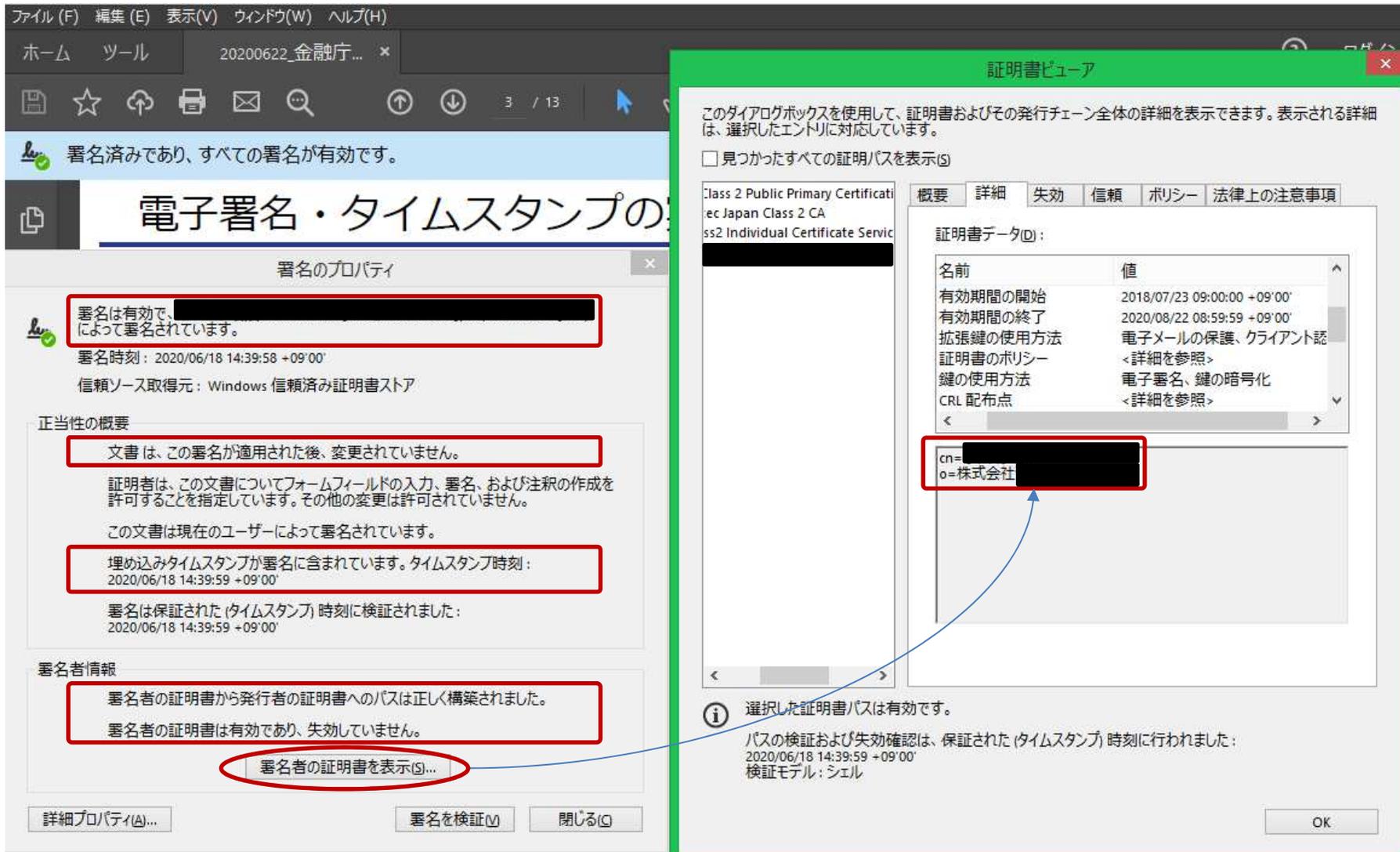




# 電子署名・タイムスタンプの検証（確認方法）

電子証明書を確認することで、以下判明します。

- ・ 作成者が誰であるか
- ・ 作成した際からデータへの変更がないか



The screenshot shows the Windows Certificate Manager interface. The main window displays the 'Properties of Signature' (署名のプロパティ) for a document. Key information includes:

- 署名は有効で、[redacted]によって署名されています。
- 署名時刻: 2020/06/18 14:39:58 +09'00'
- 信頼ソース取得元: Windows 信頼済み証明書ストア

The 'Justification Summary' (正当性の概要) section contains several red-bordered boxes:

- 文書は、この署名が適用された後、変更されていません。
- 証明者は、この文書についてフォームフィールドの入力、署名、および注釈の作成を許可することを指定しています。その他の変更は許可されていません。
- この文書は現在のユーザーによって署名されています。
- 埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。タイムスタンプ時刻: 2020/06/18 14:39:59 +09'00'
- 署名は保証された(タイムスタンプ)時刻に検証されました: 2020/06/18 14:39:59 +09'00'

The 'Signer Information' (署名者情報) section shows:

- 署名者の証明書から発行者の証明書へのパスは正しく構築されました。
- 署名者の証明書は有効であり、失効していません。
- 署名者の証明書を表示(S)... (circled in red)

The 'Certificate Information' dialog box (証明書ビューア) is open, showing details for a Class 2 Public Primary Certificate. It includes a table of certificate data:

名前	値
有効期間の開始	2018/07/23 09:00:00 +09'00'
有効期間の終了	2020/08/22 08:59:59 +09'00'
拡張鍵の使用方法	電子メールの保護、クライアント認
証明書のポリシー	<詳細を参照>
鍵の使用方法	電子署名、鍵の暗号化
CRL 配布点	<詳細を参照>

The dialog also shows the certificate path: cn=[redacted], o=株式会社 [redacted]. A blue arrow points from the 'Show Certificate' button in the main window to the certificate path in the dialog. An information icon at the bottom of the dialog states: 選択した証明書パスは有効です。パスの検証および失効確認は、保証された(タイムスタンプ)時刻に行われました: 2020/06/18 14:39:59 +09'00' 検証モデル: シェル

## 1. 電子証明書 + Adobe Reader (ローカル署名)

- ① 電子証明書と、無償のAdobe Readerで、簡便に電子署名環境が構築可能
- ② 小規模な社が取引先とスモールスタートする場合に適する
- ③ 関係先が多くない組織間において、年間の利用回数が少数の場合に適する

## 2. リモート署名

- ① 電子証明書をサーバ (クラウド) に堅牢環境に格納、利用者のみが電子証明書を操作できる環境を提供することで、遠隔からでも電子署名が可能
- ② 年間の利用回数が多いため大規模事業者が採用する場合に適する
- ③ 関係先が多い場合において、全ての事業者の合意のもとで利用可能となる

# 領収書や請求書へのeシール（今後の対応）

総務省にて「通称：eシール」が検討中。様々な書類を電子化・原本化することも想定可能。  
金融庁向け提出書類・証憑などに付与することで、紙からの脱却を実現。

- eシールとは、電子文書の発信元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置で、企業の角印の電子版に相当。
- 個人名の電子署名とは異なり、使用する個人の本人確認が不要であり、領収書や請求書等の経理関係書類等のような迅速かつ大量に処理するような場面において、簡便にデータの発行元を保証することが可能。
- eシールの活用により、データ発行元の組織を簡便に確認できるようになり、これまで紙で行われていた書類等の企業間のやり取りを電子的に安全に行えるようになり、従来の郵送の手間やコストの削減による業務効率化や生産性向上が期待される。

## 従来



## eシール



※総務省：組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第1回）資料から引用

- A) 現時点において、法第3条の「物件」は「ICカードに限定されたものではない」です。
- ・ 認定認証事業者（法第4条）のうち、電子ファイル形式で発行する社が複数存在
  - ・ 特定認証業務（法第2条第3項）でも、電子ファイルが存在（電子ファイルやUSB、CD-Rなど）
  - ・ 「物件」は誤認されていて、改正の必要性は無いものと思料
- B) 上記のため「クラウド署名」は特に制限はなく、実施事業者も多く存在します。
- C) クラウド署名のうち、当事者ではない「第三者の署名」に関しては疑問です。  
当事者の意思表示も疑問ですし、本人確認が不十分な場合は悪意の第三者による不正契約を余儀なくされます。
- D) 特にEUでは、クラウド署名が法的効果を規定していますが（eIDAS）、第三者による署名タイプは見当たりません。日本国内だけならばいざ知らず、国際的流通が当たり前の現状では、「ガラパゴス」となりかねません。
- E) 政府が進めるDFFT（Data Free Flow with TRUST）は、電子署名法が援用されます。特にEUとの関係から、「タイムスタンプ」や「eシール」が総務省において令和2年度で検討される予定です。
- 総務省トップ > 組織案内 > 研究会等 > タイムスタンプ認定制度に関する検討会  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/timestamp/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/timestamp/index.html)
  - 総務省トップ > 組織案内 > 研究会等 > 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/data\\_organization/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/data_organization/index.html)
- F) 法のアップデート  
一部で「法律が古い」などの指摘がありますが、法や関連法令は時代の要請やトレンドで改正されております（直近では、次世代暗号移行が完了したことから法令が改正：電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令 総務省 法務省 経済産業省 令和2年3月30日）。指摘は、当たらないものと思料します。

# 1)電子署名の普及に必要な改善（場面別）

- ① CtoG：マイナポータルを利用した「マイナンバーカード」での電子署名
  - ✓ 必要者による申込→国民全配付が効果的
  - ✓ 銀行口座の紐付けも併せて実施
  - ✓ 活用しやすさも検討要（パスワード忘却や紛失・盗難時の再発行手続き等）
- ② BtoG：電子署名法に基づく「認定認証事業者の電子証明書」による電子署名
  - ✓ 電子署名の真正性を確認可能な仕組み（政府認証基盤）や受入システム（e-Gov等）は整備済のため、政府・地方自治体のバックオフィス情報連携による「デジタルファースト・ワンストップ・ワンズオンリー」を実現（雇用調整助成金、持続化給付金の電子申請化）
  - ✓ 電子申請へのモチベーション向上策（手数料減免）或いは推進策（電子申請手続必須化）実施
  - ✓ 地方自治体の共通申請システム化（行政単位で異なる運用を防止。例：電子入札システム）
- ③ BtoB：電子署名法に基づく「特定認証業務の電子証明書」で電子署名
  - ✓ 認定認証事業者の発行するものより手続が簡易、且つ安価で発行可能な電子証明書を利用
    - ベンダー信頼済み電子証明書（Microsoft社・Adobe社など）や認証方法の整理が必要
  - ✓ アプリケーション間の相互乗入を可能とする改革が必要（電子契約システムやEDI、など）
    - 同一業務の多端末化は、防止しなければならない
  - ✓ リモート署名が安全・安心して利用が可能な環境の整備
    - 総務省「プラットフォームサービスに関する研究会 トラストサービス検討WG 最終取りまとめ」で「電子署名法の下でリモート署名の位置づけを検討することで整理」  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban18\\_01000075.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000075.html)
    - 民間団体によるガイドラインが参照可能  
日本トラストテクノロジー協議会（JT2A）『リモート署名ガイドライン』  
<https://www.jnsa.org/result/jt2a/2020/index.html>
- ④ CtoB：規制を開放のうえで「マイナンバーカード」を利用した電子署名
  - ✓ 民間で厳密な本人確認を要する電子署名はマイナンバーカードが望ましいが、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則 第27条八」により、現状では取扱は「プラットフォーム事業者」に限定され、利活用が難しい  
[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=415M60000008120](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415M60000008120)

## 2)電子署名の普及に必要な改善（環境別）

1. 電子署名に関する教育・周知  
電子署名法成立後20年が経過するが、国民全員には未だ一般的では無い状況。  
マイナンバーカードを含め、今後のデジタルガバメント推進など施策とともに、国民が理解しやすい案内（広報活動）が必要
2. 契約書類に因っては長期間保存が必要、「タイムスタンプ」の活用が必要
3. ビジネスにおいて、「意思表示までは不要だが、発出証明・改竄検知が可能」である「eシール」の活用も必要
4. 上記「2,3」は、総務省にて今年度検討会を立ち上げ、検討を開始しているところ、全省庁による積極的なサポートが必要
  - ▶総務省トップ > 組織案内 > 研究会等 > タイムスタンプ認定制度に関する検討会  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/timestamp/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/timestamp/index.html)
  - ▶総務省トップ > 組織案内 > 研究会等 > 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/data\\_organization/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/data_organization/index.html)
5. 上記「4.」は、国際的な相互認証を予め視野に入れておくことが重要
  - ▶経済が既にグローバル化している中で、ガラパゴス化は後々に致命的
6. 電子署名法に「認証用途」を追加  
マイナンバーカードは「署名用電子証明書」とともに、認証用途に活用できる「利用者証明用電子証明書」があり、法律にも定義済み（「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」第22条～第38条）。  
政府の官職証明書や地方自治体の職責証明書でも認証用途証明書が存在。  
一方で、電子署名法は専ら署名用途のみ規定されているのみであり、マイナンバーカードと同様に規定されると利活用が拡大
  - ▶経済産業省ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > ものづくり/情報/流通・サービス > 電子署名法研究会（平成27年度第4回）-議事要旨（参考）  
[https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/denshishomeihou/h27\\_04\\_giji.html](https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/denshishomeihou/h27_04_giji.html)

1. 政府認証基盤（GPKI <https://www.gpki.go.jp/>）  
官公庁の電子申請（国税電子申告・納税システム：e-Taxなど）において検証に利用されます。  
金融庁さまでも、様々なシーンで利用可能です（詳細は総務省行政管理局に確認いただけます）。
  - 政府認証基盤（GPKI）について  
<https://www.gpki.go.jp/documents/gpki.html>
  - 政府における取組み  
<https://www.gpki.go.jp/documents/gov.html>
  - 相互認証基準  
<https://www.gpki.go.jp/cross/index.html>
  - 官職等の電子証明書を発行する認証局（大臣など、官職の電子証明書を発行）  
<https://www.gpki.go.jp/osca/index.html>
  - 申請者の電子証明書を発行する認証局（TDB等、官公庁への電子申請用電子証明書を発行）  
<https://www.gpki.go.jp/cas/ee.html>

弊社はネットワーク上の商空間においても  
安全かつ健全な企業活動を支援します

- 当資料は現時点での一般的な情報に基づいて作成しており、その情報の正確性、完全性および適合性について保証するものではありません。
- 当資料により、貴社と弊社の間には何ら契約関係が発生するものではなく、弊社が法的な義務・責任を負うものではありません。
- 専門的知識や法律に係る問題については、貴社の顧問弁護士、税理士などの専門家にご相談ください。
- 当資料は著作権法と不正競争防止法上の保護を受けています。当資料の一部あるいは全部について、株式会社帝国データバンクから文書による承諾を得ずに、いかなる方法においても無断で複写、複製、ノウハウの使用、企業秘密の展開等を行うことは禁じられています。



法人番号：7010401018377

TDB企業コード：986700000

業務推進部サービスサポート課

e-mail：ecinfo@tdb.co.jp